

○飯塚市子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱

平成26年2月6日

飯塚市告示第35号

改正 H27-121、H27-379(題名改称)

(趣旨)

第1条 市長は、待機児童の解消及び保護者の利用料金の負担軽減を図るため、市内に幼稚園を1日11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動(以下「長時間預かり保育」という。)等を実施する私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を設置する者であって、市長が適当と認めたものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について(平成27年4月13日雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添に定める幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱に基づき実施する事業とする。

2 前項の事業の対象となる児童は、飯塚市保育の実施に関する条例(平成18年飯塚市条例第122号)第2条に規定する基準に基づく保育に欠ける児童とする。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする幼稚園は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育を実施する施設であること。

(2) 職員配置は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第33条第2項の規定に準じ、本事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者を置くこととし、3歳未満児の処遇を行う者は保育士、3歳以上児の処遇を行う者は幼稚園教諭又は保育士とすること。また、その数は2名を下回らないこと。

(3) 施設設備について、事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準(幼稚園設置基準、設備運営基準及び県が定める認定基準)を満たすこと。

- (4) 土曜日、幼稚園の長期休業日においても、原則として本事業の対象となる長時間預かり保育又は3歳未満児の保育を実施すること。
 - (5) 事業実施期間において、対象児童に係る幼稚園が設定する利用料金は、認可保育所の保育料等を勘案して保護者の負担軽減を図ること。
 - (6) 運営要領第4(3)②に掲げる条件を満たすこと。
 - (7) 重複して他の補助金等の交付を受けないこと。
- (補助基準額)

第4条 この補助金の基準額は、平成27年度子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について(平成27年7月9日府子本第176号内閣総理大臣通知)別紙の平成27年度子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱別表第1欄の幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業第2欄の基準額に定める額とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、事業実施期間内において前条の補助基準額に基づき、次の各号に掲げる算定式により算出した額の合計とする。ただし、算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 各月初日の入所児童の数(各月途中退所児童を除く。以下この号において同じ。)による算定式

対象児童1人当たり補助基準額×事業実施期間における各月初日の対象児童数

- (2) 月途中入所児童がいる場合に加算する算定式

対象児童1人当たり補助基準額×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)/25日×対象児童数

- (3) 月途中退所児童がいる場合の算定式

対象児童1人当たり補助基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)/25日×対象児童数

(補助金の返還)

第6条 市長は、事業を実施する幼稚園が、事業開始後5年以内に第3条第3号に規定する要件を満たさなかった場合は、当該幼稚園に対し補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則(平成27年4月1日 告示第121号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月21日 告示第379号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。